

## 2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第94号を発行させていただきます。  
緊急事態宣言が3月7日まで延長されることになり、  
個人の確定申告の提出期限も1か月延長される方向で調整されているようですが、当事務所としましては例年通りに進めていく予定にしております。

今月は、下鴨神社と旧三井家下鴨別邸にて撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、旧三井家下鴨別邸の外観です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**R2年分の確定申告** について、**新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ** について **その4** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 R2年分の確定申告 について

令和2年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。  
個人事業主の方々には、昨年の書類の整理を済ませて確定申告を提出する準備をしないとイケない時期になり少しづつ気持ちが焦ってきているのではないのでしょうか。そこで、令和2年分の確定申告について簡単に説明させていただきます。

提出期間	<b>申告所得税</b> <b>令和3年2月16日から令和3年3月15日まで。</b> なお還付申告（所得税の還付をしてもらう申告）につきましては、2月16日以前でも提出することは可能です。 <b>*早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。</b> <b>消費税</b> <b>令和3年2月16日から令和3年3月31日まで。</b>
納付	<b>現金で納付される場合</b> <b>申告所得税 令和3年3月15日まで</b> <b>消費税 令和3年3月31日まで</b> <b>振替納税を利用されている場合</b> <b>申告所得税 令和3年4月19日</b> <b>消費税 令和3年4月23日</b>
延納	申告所得税額を1回で納付するのが困難な場合に2回の分割にすることができます。

延納を届け出る額によっては**利子税(1%)**が必要になる場合がございます。

\*確定申告の提出期限が1か月延長になる場合には、ご説明している日程とは違ってきますので、各自でご確認をお願いいたします。



(写真は、旧三井家下鴨別邸の庭園です)

## R 2年分の確定申告の変更点

R 1年分の確定申告からの変更点をご紹介します。

### 給与所得控除・公的年金等控除の変更

- ・給与所得控除・公的年金等控除が**一律 10万円**引き下げられました。
- ・このほか、控除上限額なども変わりました。

### ひとり親控除の創設

- ・婚姻歴や性別に関わらず一定の要件を満たす場合は、**35万円**を控除することができる「ひとり親控除」が創設されました。

### 基礎控除の変更

- ・控除額が **10万円**引き上げられ、**48万円**になりました。
- ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。

### 青色申告特別控除額の変更

- ・控除額が **10万円**引き下げられ、**55万円**になりました。
- ・「**55万円の青色申告特別控除**」の適用要件に加え

て**e-Tax**による申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き**65万円**の青色申告特別控除が受けられます。

・65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	R 1年分確定申告まで	R2年分確定申告から
	(1) 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	(1)~(3)までの要件は改正前と同じ + ① <b>e-Tax</b> による申告(電子申告)又は ② <b>電子帳簿保存</b>

\*税理士事務所に確定申告書の作成及び提出を依頼している場合は、税理士事務所にて電子申告をしていただけますので、65万円控除を引き続き受けていただけます。

\*ご本人で確定申告書の作成及び提出をしている場合には、

- ・マイナンバーカードの取得
- ・ICカードリーダーライタ又はスマートフォンを用意
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」又は市販の確定申告書を作成できる会計ソフトにて確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信

をしていただかないといけません。

### 【参考文献】

- ・国税庁発行のリーフレット



(写真は、旧三井家下鴨別邸の庭園です)

### 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQについて その4

国税庁より発行されている「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の内容を取り上げてご紹介させていただきます。

#### 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い

##### 1 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い

(質問)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こういった助成金は所得税の課税対象となりますか。

(回答)

・国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

#### 【非課税となるもの】

- ・次のような助成金は、非課税となります。
- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税とされるもの
- ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
  - ・学資として支給される金品
  - ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

(例示)

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）
- ・**特別定額給付金**（新型コロナ税特法4条1号）
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税

特法4条2号)

- ・学生支援緊急給付金
- ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券
- ・東京都のベビーシッター利用支援事業の特例措置における助成



(写真は、下鴨神社の境内です)

#### 【課税となるもの】

- ・非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。
- ① 事業所得等に区分されるもの
- ② 一時所得に区分されるもの
- ③ 雑所得に区分されるもの

(例示)

#### 【事業所得等に区分されるもの】

- ・**持続化給付金**
- ・東京都の感染拡大防止協力金
- ・雇用調整助成金
- ・小学校休業等対応助成金（支援金）
- ・**家賃支援給付金**
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・農林漁業者への経営継続補助金
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金

(例示)

【一時所得に区分されるもの】

- ・ 持続化給付金（給与所得者向け）
- ・ Go To トラベル事業における給付金
- ・ Go To イート事業における給付金
- ・ Go To イベント事業における給付金

(例示)

【雑所得に区分されるもの】

- ・ 持続化給付金（雑所得者向け）

(個人事業者の方々への注意点)

個人事業者の方が確定申告書等を作成・提出する際には、前掲の【課税となるもの】に該当する給付金や補助金の支給を受けている場合には、**所得に計上**することを忘れないようにしてください。

(Go To トラベル事業などを利用した方々への注意点)

前掲の【課税となるもの】のうち【一時所得に区分されるもの】に Go To トラベル・イート・イベント事業における給付金が含まれています。ご存知でなかった方が多いのではないのでしょうか。

ただ、一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得（懸賞や福引きの賞金品や競馬や競輪の払戻金等）とされる金額と Go To トラベル事業等による給付額との合計額が年間50万円を超えない限り、旅行者個人の課税所得は生じないので、該当する人は少ないとは思いますが、ご注意ください。

【参考文献】

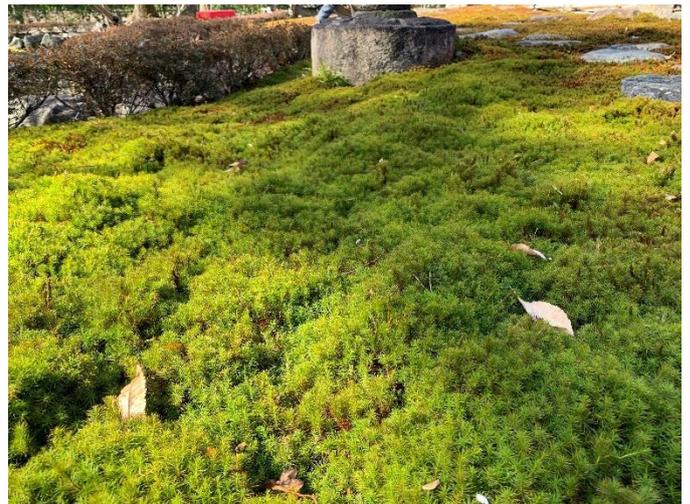
- ・ 国税庁発行 「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」
- ・ Go To トラベル公式サイト 「Go To トラベル事業 Q&A 集（令和3年1月29日時点）」



(写真は、下鴨神社の境内に咲いている梅の花です)

## 4 編集後記

先月末の日曜日にクライアント先様が主催されていたイベントに参加するため京都の旧三井家下鴨別邸に行ってきました。



参加したイベントにて効果的に行う瞑想のポイントを教えていただきながら、瞑想体験をしてきました。瞑想体験をして少しではありますが、心身がリラックスできることを体験できましたので、翌日から朝仕事を始める前、お昼休憩が終わって午後からの仕事を再開する前、夕方パソコン作業で目が疲れてきた時など1日数回1回あたり5分程度行うようにしています。

まだ瞑想を行うようになって数日ですが、瞑想をした後パソコンの文字などがはっきり見えるようになっていると手のひらや指が温かくなってくるので、効果が出てきているのかなと感じています。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。